

# 酒田市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 15年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成 16年度	118,677	49,421,674	1,299,622	8,402,061	17.0	16.5

(注) 上記数値は、合併前の旧一市三町の決算から単純合計したものである。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

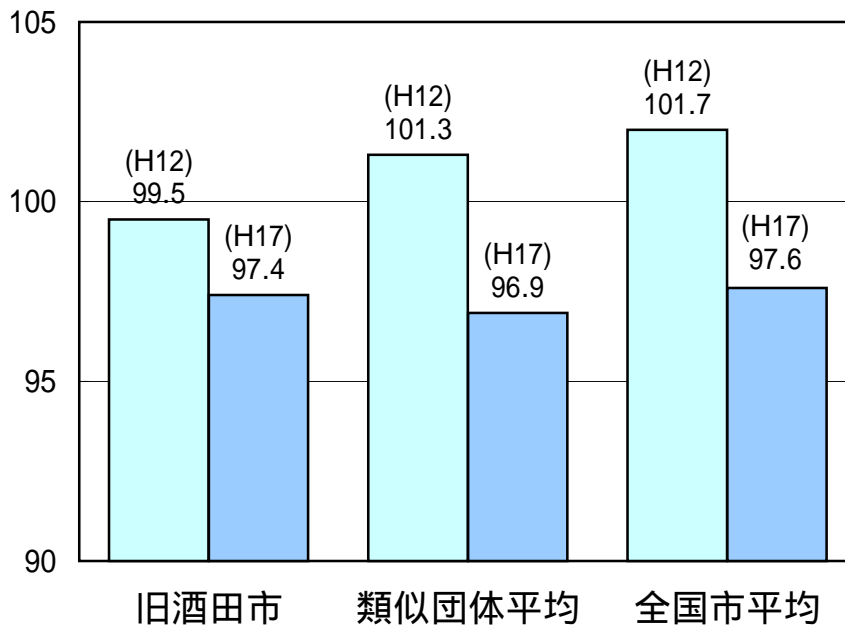
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 17年度	953	1,627,839	346,075	824,843	2,798,757	2,937

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は合併後の当初予算（5ヶ月分）である。

### (3) 特記事項

- ・平成17年11月1日に新設合併（旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の一市三町との合併）
- ・管理職手当10%カット（H17.11.1～H18.3.31）

### (4) ラスパイレス指数の状況（平成17年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年11月1日現在）

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
酒田市	歳 月	円	388,203 円
	42 1	336,339	366,169 円
国	歳 月	円	- 円
	40 3	329,728	382,092 円
山形県	歳 月	円	434,500 円
	42 8	364,800	- 円
類似団体	歳 月	円	410,790 円
	43 0	346,559	381,797 円

#### 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
酒田市	歳 月	円	374,832 円
	46 6	343,611	368,837 円
うち 用務員	歳 月	円	379,849 円
	45 0	335,865	370,307 円
うち 自動車運転手	歳 月	円	392,184 円
	47 9	352,515	383,743 円
うち 清掃職員	歳 月	円	418,877 円
	48 3	356,273	384,052 円
うち 学校給食員	歳 月	円	353,907 円
	46 11	342,602	356,989 円
うち その他技能労務職	歳 月	円	365,449 円
	47 4	349,665	367,288 円
国	歳 月	円	- 円
	48 1	285,008	316,350 円
山形県	歳 月	円	373,600 円
	41 10	335,000	- 円
類似団体	歳 月	円	358,132 円
	46 6	321,770	343,370 円
県内民間事業者平均	歳 月	円	311,247 円
	46 3	-	- 円

#### 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
酒田市	歳 月	円	428,119 円
	42 7	385,259	- 円
山形県	歳 月	円	445,900 円
	42 8	395,500	- 円
類似団体	歳 月	円	499,100 円
	55 8	447,500	- 円

### 小中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
酒田市	歳 月	円	475,400 円
	45 0	425,320	- 円
山形県	歳 月	円	447,200 円
	43 0	400,500	- 円
類似団体	歳 月	円	265,677 円
	42 5	337,284	- 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 酒田市については、合併時の平成11月1日現在であり、その他の比較団体については平成17年4月1日現在となっている。

### (2) 職員の初任給の状況(平成17年11月1日現在)

区 分		酒 田 市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	170,700 円	190,200 円	種 184,400 円	種 198,600 円
				種 170,700 円	種 184,400 円
	高 校 卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高 校 卒	136,000 円	145,500 円	-	-
	中 学 卒	120,600 円	128,100 円	-	-
高等学校 教育職	大 学 卒	191,100 円	205,000 円	-	-
	高 校 卒	147,400 円	160,800 円	-	-
小・中学校 教育職	大 学 卒	191,100 円	205,000 円	-	-
	高 校 卒	147,400 円	160,800 円	-	-

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成17年11月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	255,400 円	308,600 円	353,300 円
	高 校 卒	205,800 円	255,400 円	308,600 円
技能労務職	高 校 卒	201,100 円	247,200 円	292,100 円
	中 学 卒	164,700 円	207,200 円	261,900 円
高等学校 教育職	大 学 卒	327,500 円	387,500 円	416,400 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
小・中学校 教育職	大 学 卒	- 円	- 円	407,700 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円

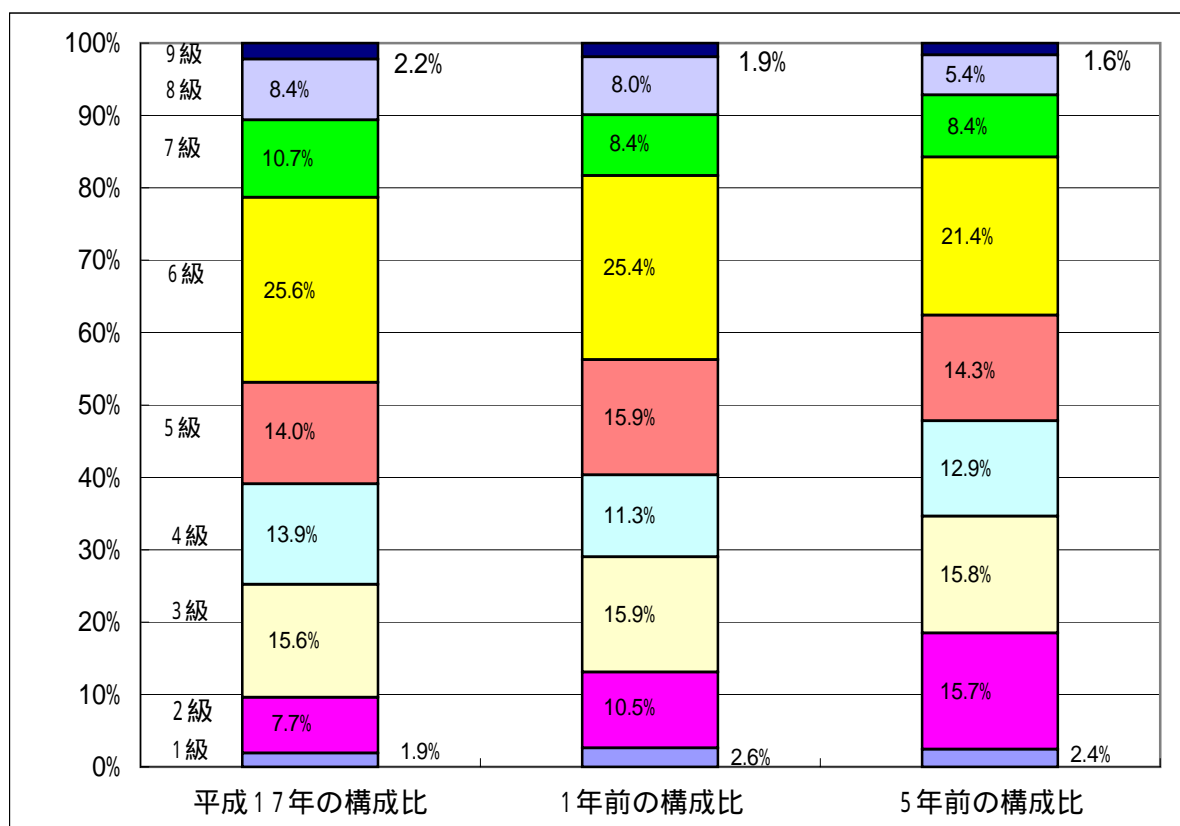
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年11月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	12 人	1.9 %
2 級	主事、技師	49 人	7.7 %
3 級	主任、主事、技師	99 人	15.6 %
4 級	係長、調整主任、主任	88 人	13.9 %
5 級	主査、係長、調整主任	89 人	14.0 %
6 級	課長補佐、主査	162 人	25.6 %
7 級	課長補佐	68 人	10.7 %
8 級	課長、主幹	53 人	8.4 %
9 級	部長、支所長	14 人	2.2 %

(注) 1 酒田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1年前の構成比及び5年前の構成比は、合併前の旧一市三町の単純合計値となっている。旧酒田市が9級制、旧三町は8級制となっている。

## (2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
平成 16年度	職員数 A	人 -
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 -
	比 率 B / A	% -
平成 15年度	職員数 A	人 -
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 -
	比 率 B / A	% -

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

酒田市	国
1人当たり平均支給額(平成16年度) - 千円	-
(平成16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	(平成16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当(平成17年11月1日現在)

酒田市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.00 月分 27.30 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.00 月分 27.30 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	

### (3) 調整手当(平成17年11月1日現在)

支給実績(平成16年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		- 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	10 %	3 人	10 %

### (4) 特殊勤務手当(平成17年11月1日現在)

支給実績(平成16年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		- %	
手当の種類(手当数)		22	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
収納外勤手当	納税課職員	市税・介護保険料・保育費用・市営住宅家賃等の外勤徴収	日額 190円
税務手当	税務課及び納税課職員	市税の賦課又は市税及び税外収入の徴収事務等	日額 100円(滞納処分については1件につき 670円)
用地交渉手当	土木課職員	用地の取得及びこれらに伴う補償に関し、現地において特に困難な交渉業務	日額 650円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	福祉課職員	行旅病人又は行旅死亡人の処理事業等	病人取扱 1件 1,300円 死亡人取扱 1件 4,000円

福祉業務手当	高齢福祉課、福祉課、児童課及び各総合支所市民福祉課職員	健康福祉部に勤務する現業職員、外勤の医療担当職員及び査察指導員業務	日額 310円
介助保健指導業務手当	はまなし保育園、健康課、松林荘及び各総合支所市民福祉課職員	個別又は集団保健指導等	日額 140円
死亡人取扱手当	松林荘職員	養護老人ホーム松林荘の入荘者で死亡したものの取扱作業	1回につき 1,600円
防疫手当	感染症の防疫作業に従事する職員	感染症の患者若しくは疑いのある患者の輸送等	日額 450円
家畜等屍体処理手当	環境衛生課職員	家畜等屍体の処理作業	小動物 1回 180円 その他 日額 1,500円
定期航路業務手当	定期航路事業所職員	定期船業務	1航海 70円
医務手当	酒田病院及び診療所医師	医師業務	月額 325,000円～555,000円
医師特別手当	八幡病院医師	医師業務	月額 175,000円～350,000円
医師研究手当	八幡病院医師	医師業務	医師免許取得後3年以上 月額 180,000円 その他 月額 130,000円
危険手当	酒田病院医療技師	放射線業務等	日額 150円～450円
危険作業手当	右記業務従事職員	地上、地下10m以上の足場の不安定な危険な個所等において工事監督及び検査等業務	日額 350円
夜間看護手当	病院助産師、看護師及び准看護師	深夜における看護等業務	1回につき 1,600円～3,300円
薬剤業務手当	酒田病院薬剤師	薬剤業務	月額 5,100円
救急業務手当	酒田病院職員	勤務時間外の救急呼出業務	深夜 1回につき 1,620円 その他 1回につき 810円
食料手当	定期航路事業所職員	定期船業務	1食につき 520円
収集業務手当	環境衛生課職員	し尿又はごみ収集業務	日額 600円
清掃業務手当	土木課職員	下水溝清掃業務	日額 350円
特殊自動車業務手当	土木課職員	特殊自動車(フルーザ、グレーダー及びシンドロー)運転業務	日額 270円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成16年度決算)	-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	-	千円
支給実績(平成15年度決算)	-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成15年度決算)	-	千円

(6) その他の手当 (平成17年11月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,500円、一般の扶養親族のうち2人まで 6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合、うち1人のみ6,500円、職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円)、その他1人につき5,000円 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき 5,000円加算	同じ	-	- 千円	- 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 借家・借間 限度 27,000 円 自宅(持家)居住職員 3,000 円	異なる	自宅(持家)居住職員 2,500円(新築・購入から5年間)	- 千円	- 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～19,200円)を毎月支給	異なる	自動車等の交通用具使用者の距離区分及び支給限度額(国は5kmごとに設定し(酒田市は2kmごと)、支給限度額24,500円(酒田市は19,200円))	- 千円	- 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 監督・監督の特殊性に基づき、その職員の受ける給料月額100分の25を超えない範囲内で支給 代表的な職務区分率(行政職) 部長 15% 課長、主幹 8%又は10%	異なる	支給割合の区分が6区分に分かれる。 一種25% 二種20% 三種16% 四種12% 五種10% 本府省課長補佐8%	- 千円	- 円
初任給調整手当	医師のうち採用による欠員補充が困難と認められる職員に支給 採用の日からの期間に応じて、307,900円以内の額	同じ	-	- 千円	- 円
特地勤務手当	飛鳥地区に勤務する職員に支給 {(飛鳥地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2}×16/100	同じ	-	- 千円	- 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00-午前5:00)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円(病院医師20,000円、医師以外の病院職員5,900円) 勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額	同じ	-	- 千円	- 円



管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円 課長4,000円	同じ	-	- 千円	- 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額 23,000円～68,000円	同じ	-	- 千円	- 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成17年11月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	1,010,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,029,000 円 / 679,000 円
	助 役	805,000 円	841,000 円 / 697,500 円
	収 入 役	675,000 円	750,000 円 / 607,500 円
報 酬	議 長	535,000 円	586,000 円 / 430,000 円
	副 議 長	480,000 円	515,000 円 / 367,000 円
	議 員	450,000 円	480,000 円 / 309,000 円
期 末 手 当	市区町村長 助 役 収 入 役	(平成16年度支給割合) 3.30 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成16年度支給割合) 3.30 月分	
退 職 手 当	市区町村長 助 役 収 入 役	(算定方式) 退職時給料月額 × 在職月数 × 70/100 退職時給料月額 × 在職月数 × 40/100 退職時給料月額 × 在職月数 × 30/100	(支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一 般 行 政 部 門	議会	15	15	0	
	総務企画	208	207	1	戸籍等窓口職員の減(旧八)
	税務	67	66	1	欠員不補充(旧酒)
	農林水産	57	58	1	研修派遣による増(旧酒)
	商工	30	28	2	広域行政組合派遣引上(旧酒)、業務見直しによる減(旧八)
	土木	75	74	1	欠員不補充(旧酒)、業務増加による増(旧八)、事務統合による減(旧松)
	民生	189	187	2	社会福祉協議会派遣増(旧酒)、欠員不補充(旧松平)、事務統合による減(旧松)
	衛生	73	71	2	業務見直しによる減(旧酒)
	小 計	714	706	8	[参考:類似団体の職員数 731人]
特 行 部 別 政 門	教育	242	234	8	市立高校の教員減・事業の縮小(旧酒)、事業の民間委託(旧八)、業務見直しによる減(旧平)
	小 計	242	234	8	[参考:類似団体の職員数 279人]
普 通 会 計		956	940	16	[参考:類似団体の職員数 1,010人]
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	384	382	2	看護師欠員不補充(旧酒)
	水道	71	70	1	浄水業務の民間移管による減(旧酒)
	交通	11	10	1	欠員不補充(旧酒)
	下水道	33	32	1	事業の縮小(旧平)
	その他	43	43	0	
	小 計	542	537	5	
合 計		1,498	1,477	21	
		[ 1,811 ]	[ 1,615 ]	[ 196 ]	

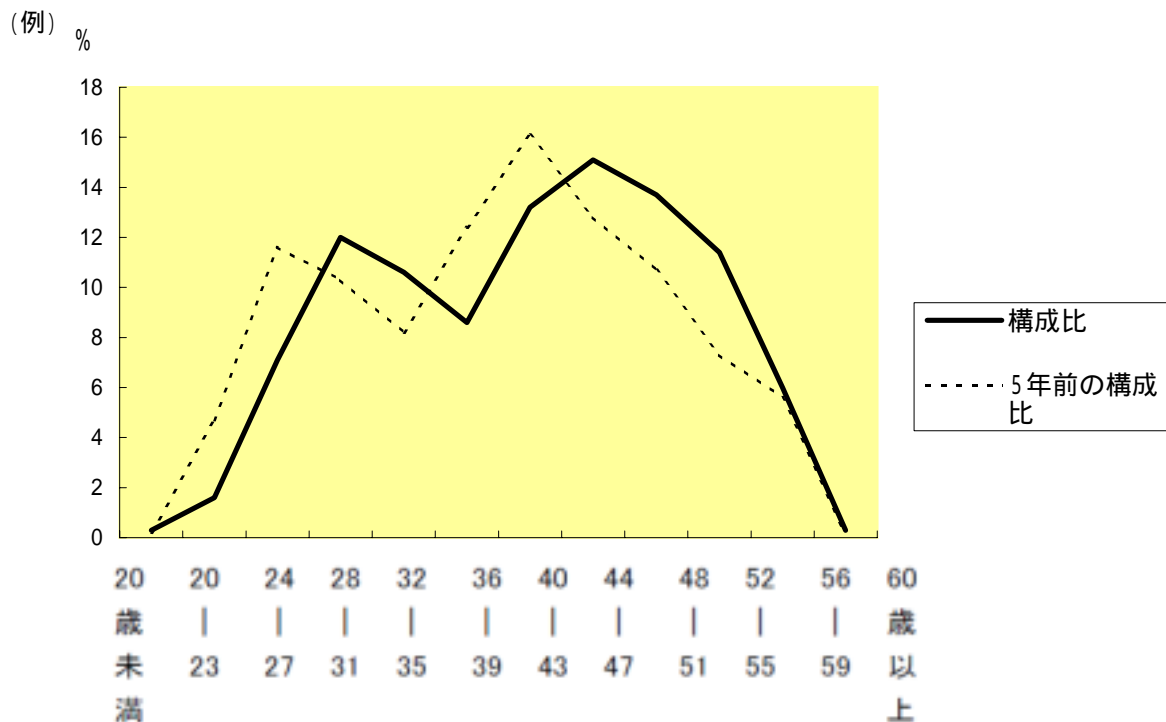
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 上記数値は、各年4月1日であるため、合併前の旧一市三町の合計値となっている。

旧酒 = 旧酒田市、旧八 = 旧八幡町、旧松 = 旧松山町、旧平 = 旧平田町

3 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成17年11月1日現在）



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	4人	24人	105人	177人	157人	127人	195人	223人	203人	169人	89人	4人	1,477人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成18年3月策定予定で現在進めている集中改革プランに合わせ、現在策定中である。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 15年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 16年度	千円 3,675,208	千円 11,734	千円 418,097	% 11.4	% 12.0

(注) 上記数値は、合併前の旧一市三町の決算から単純合計しものである。

##### イ 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 17年度	人 70	千円 121,737	千円 30,814	千円 61,614	千円 214,165	千円 3,060

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は合併後の当初予算(5ヶ月分)である。

##### ウ 特記事項

- ・平成17年11月1日に新設合併(旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の一市三町との合併)
- ・管理職手当10%カット(H17.11.1~H18.3.31)

#### 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年11月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
酒田市	41.1 歳	343,457 円	514,491 円
団体平均	44.1 歳	375,763 円	577,861 円
事業者	63.2 歳		830,750 円

(注) 1 基本給は、給料+扶養手当+調整手当である(酒田市は調整手当無)。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

酒 田 市	酒田市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(平成16年度) - 千円	1人当たり平均支給額(平成16年度) - 千円
(平成16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	(平成16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成17年11月1日現在）

酒 田 市			酒田市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円			1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円		

ウ 調整手当 制度無

エ 特殊勤務手当 具体的な本手当支給は無

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成16年度決算)	-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	-	千円
支給実績(平成15年度決算)	-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成15年度決算)	-	千円

カ その他の手当（平成17年11月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる内容	支給実績 (平成16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,500円、一般の扶養親族の うち2人まで 6,000円(職員に扶養親族 でない配偶者がある場合、うち1人の み6,500円、職員に配偶者がない場 合、うち1人のみ11,000円)、その他1 人につき5,000円 扶養親族たる子のうち満16歳の年度 初めから満22歳の年度末までの子に つき 5,000円加算	同じ	-	- 千円	- 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 ・借家・借間 限度 27,000 円 ・自宅(持家)居住職員 3,000 円	同じ	-	- 千円	- 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員 に支給 ・交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1箇月当たり55,000円が支給 限度額 ・自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～ 19,200円)を毎月支給	同じ	-	- 千円	- 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 監督・監督の特殊性に基づき、その職員の受ける給料月額100分の25を超えない範囲内で支給 代表的な職務区分率(行政職) 部長 15% 課長、主幹 8%又は10%	同じ	-	- 千円	- 円
特勤手当	飛鳥地区に勤務する職員に支給 {(飛鳥地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2}×16/100	同じ	-	- 千円	- 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00-午前5:00)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円(病院医師20,000円、医師以外の病院職員5,900円) 勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額	同じ	-	- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円 課長4,000円	同じ	-	- 千円	- 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額23,000円～68,000円	同じ	-	- 千円	- 円

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成18年3月策定予定で現在進めている集中改革プランに合わせ、現在策定中である。